

支部表彰規程

支部表彰規程

東京税理士会武蔵野支部

(目的)

第1条 この規程は、会員（支部規則第6条第2項の税理士会員及び同条第3項の税理士法人会員をいう。以下同じ。）ならびに事務所職員の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は次の各項に該当する者について行い、感謝状又は表彰状を授与し、これに記念品を添えることができる。

2 会員

1. 当支部在籍期間が10年以上で、その間支部長並びに副支部長に就任した経歴を有し、支部運営に多大なる功績があった者
2. 当支部在籍期間が10年以上で、その間支部の役員（前号該当者を除く）、相談役及び本会の役員、委員に在任通算6年以上の経歴を有し、支部運営に功績があった者
3. 税理士業務に20年以上従事し、当支部在籍期間が10年以上でかつ60歳以上の税理士会員で支部運営に功績があった者
4. 会員として、その使命、職責、品位、社会的地位等の高揚について特に顕著な行為があった者

3 職員

1. 同一会員事務所に10年以上継続勤務し、特に勤務成績優秀である者
2. 同一会員事務所に5年以上継続勤務し、特に勤務成績優秀である者
3. 前項第4号は、これを準用する。

(表彰委員会)

第3条 前条の表彰を行うために、表彰委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 委員会の委員は5名とし、支部長が税理士会員の中から委嘱する。
- 3 委員長は1名とし、その選任は委員の互選による。
- 4 副委員長は1名とし、委員長が委員のうちから指名する。
- 5 委員の任期は、支部規則第14条に規定する役員の任期に準ずる。

(申請)

第4条 会員は、第2条第3項の職員表彰に該当する職員について、書面をもって毎年4月末までに支部長に申請する。

(選考)

第5条 支部長は、会員で表彰に該当するとみとめられる者があるとき、又は前条の申請があったときは、委員会に選考を付託し、幹事会の議を経て表彰する。

(適用の範囲)

第6条 表彰該当者の選考基準日は、原則として毎年3月31日とする。

2 第2条第2項第2号に規定する期間のうち、同一期間に二以上の役員を兼ねるものは、これを重複加算しない。

3 この規程により既に表彰を受けた者は、同一事項について重ねて適用を受けない。

(表彰の区分)

第7条 感謝状は、第2条第2項第1号、第2号、第3号の規定に該当する者について授与する。

2 表彰状は、第2条第2項第4号並びに第3項第1号、第2号、第3号の規定に該当する者に授与する。

(表彰の時期)

第8条 表彰の実施日は、原則として毎年支部定期総会の日とする。

(経費)

第9条 表彰に要する経費は、原則として支部一般会計より支弁する。ただし第2条第3項の規定による表彰に要する経費の一部については、第4条の規定により申請した会員に負担を求めることができる。

(この規程の改廃)

第10条 この規程を改正又は廃止しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、昭和59年5月9日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和4年12月15日から施行する。